

誰もが集い にぎわう “まち” を目指して

下関市菊川町バリアフリー基本構想



平成 22 年 3 月

(平成 31 年 3 月一部改訂)

山口県下関市

◆ 目 次 ◆

はじめに-----	1
序章 バリアフリーの必要性-----	2
(1)法律制定の背景-----	2
(2)菊川地区の高齢者、障害者-----	3
(3)これまでの取り組み経緯-----	4
第1章 バリアフリー新法の概要-----	5
(1)法の趣旨-----	5
(2)法の枠組み-----	6
(3)バリアフリー化の目標-----	7
(4)施設設置管理者が講ずべき措置-----	8
(5)基本構想の作成とこれに基づく事業の実施-----	8
第2章 菊川地区における基本構想作成の考え方-----	10
(1)基本構想に定める事項-----	10
(2)菊川地区における基本構想作成の考え方-----	10
第3章 基本構想の策定-----	11
(1)移動等円滑化基本方針-----	11
(2)重点整備地区の設定-----	13
(3)生活関連施設の選定-----	16
(4)生活関連経路の選定-----	16
(5)実施すべき事業等-----	18
(6)基本構想のまとめ-----	22
第4章 協議会等の開催経緯-----	23

はじめに

下関市菊川地区（旧菊川町）では、合併前に策定した「第3次菊川町総合計画」の中で、快適な生活圏を生み出す為に総合的な福祉・環境・教育・文化を施策の中心におき、独自の魅力と創造性を持った、日本の原風景“小京都”の様なまちづくりをめざし、自然あふれる田園都市構想を掲げ、中でも第1点に町の顔づくり戦略プロジェクト計画では、バリアフリーのまちづくりを提唱していました。

一方、国においては平成12年11月15日「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）が施行されました。

時期を同じくして、菊川地区では平成12年12月1日から廃止バス代替路線に加え、高齢者や障害者等の皆さんが日常生活の中で自立し快適に利用できるよう、町内一円に47便の生活バスの運行を開始しましたが、バスターミナルから地区中心部の主要施設までの経路において歩行空間の整備が不十分であったため、バリアフリー歩行空間ネットワークの形成に取り組むことになりました。

そこで、交通バリアフリー法に則り、平成13年度から交通バリアフリー基本構想策定基本調査を始め、14年度に「菊川町交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

その後、平成18年に、交通バリアフリー法と建築物のバリアフリー化に関する法律であるハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、併せて、より円滑にまた有利な事業展開を進めていくために、基本構想の見直しを行い、このたび「下関市菊川町バリアフリー基本構想」を策定しました。

この構想は、交通結節点を核に、国道491号、菊川町田部大橋から県道下関長門線沿いにあるきくがわ温泉、公共の宿「サングリーン菊川」までを徒歩圏区間と設定し、高齢者、幼児、障害者等の皆さんが安心して交通車両とのすみわけの中で歩行空間を気軽に散歩できる移動制約者にも優しいまちづくりを目指したものとなっています。基本構想の策定及び見直しにあたり、多大なるご尽力を賜りました関係各位に心から感謝を申し上げます。

この基本構想に基づき平成32年（2020年）を目標年次として、公共交通事業者や各施設管理者と連携を図り、地域のバリアフリー化を促進するための諸施策を講じていきますので、皆様にはご理解・ご協力をお願いいたします。

平成31年3月
下関市長 前田晋太郎

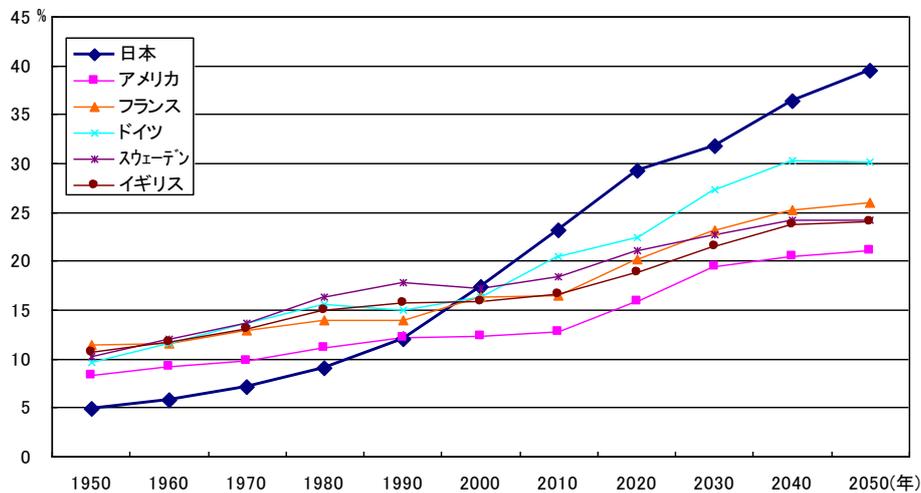
序章 バリアフリーの必要性

(1) 法律制定の背景

平成 12 年 5 月 17 日、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」。)が公布され、同年 11 月 15 日に施行されました。

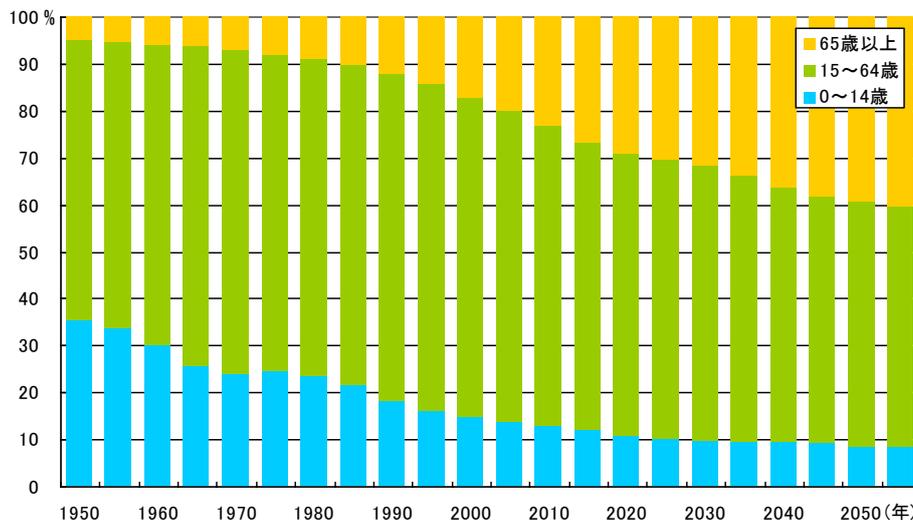
また、平成 18 年 6 月 21 日、交通バリアフリー法と建築物のバリアフリー化に関する法律であるハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー新法」。以下「法」という。)が公布され、同年 12 月 20 日に施行されました。

この法律が制定された背景としては、諸外国に例を見ないほどの我が国の急速な高齢化の進展と、障害者等が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念が社会へ浸透してきたことがあげられます。



資料：総務省統計局「国勢調査」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 18 年 12 月推計)(中位推計)
 UN、World Population Prospects: The 2006 Revision による各年推計人口に基づく

▲ 先進国の高齢化率の推移

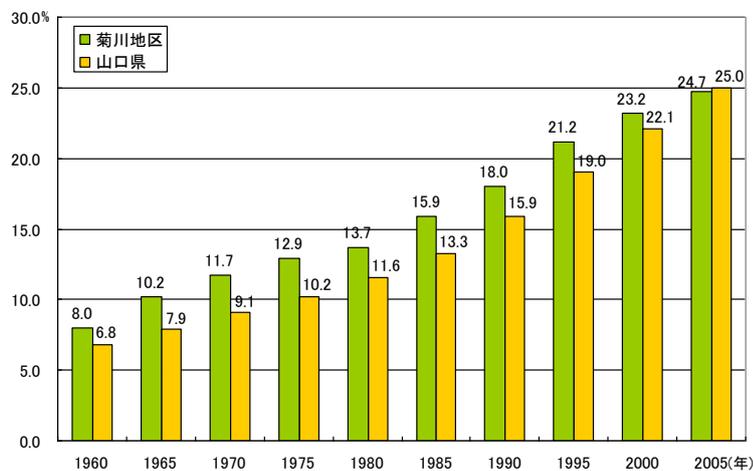


▲ 我が国の年齢構造の推移

(2) 菊川地区の高齢者、障害者

ー超高齢社会へー

菊川地区は、高齢化率(65歳以上人口の占める割合)が平成17年現在で約24.7%と、既に超高齢社会へ足を踏み入れています。



(注)全人口に対する65歳以上の高齢者の比率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、さらに、21%を超えると「超高齢社会」といわれる。

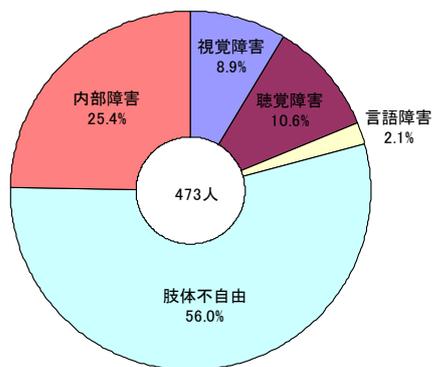
資料：総務省統計局「国勢調査」

▲ 高齢化率

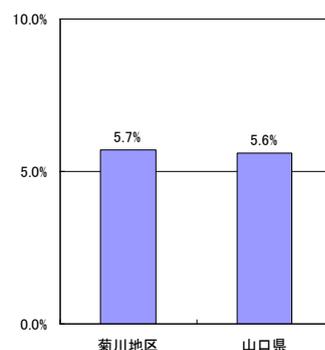
ー身体障害者数の増加ー

菊川地区には、身体に障害のある方が平成21年末現在で473人います。これは全人口の5%以上を占めており、山口県平均を上回っています。また、身体障害の内訳をみると、菊川地区では肢体不自由の方(車イス利用者など)が5割以上を占めています。

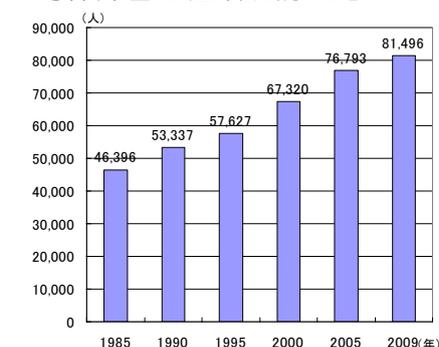
山口県の身体障害者数の推移をみると、年々増加していることがわかります。



▲身体障害の種類別構成比(H21：菊川地区)



▲全人口に占める身体障害者数の割合(H21)



▲身体障害者数の推移(山口県)

注) 下関市調べ

(3) これまでの取り組み経緯

平成 12 年 12 月 1 日、菊川地区では“生活バス”の運行を開始し、住民の移動円滑化の推進に取り組んできました。地区中心部にはバスターミナルが建設され、地区郊外部と地区中心部バスターミナル間の往来は容易になりました。

しかし、通常徒歩で移動すると考えられるバスターミナルから地区中心部内の主要施設までの経路において歩行空間の整備が不十分であるため、せっかく導入された生活バスが十分に機能しておらず、移動円滑化が十分確保されているとは言えない状況でした。

そこで、菊川地区ではバスターミナルを中心とした徒歩圏のエリアを対象として、バリアフリー歩行空間ネットワークの形成に取り組むこととしました。

－これまでの取り組み経緯－

①路線バスの廃止が容易に－路線バスの規制緩和－

菊川地区における唯一の公共交通である路線バスの存続が、“路線バスの規制緩和”措置により危惧されることとなりました。

注) “路線バスの規制緩和”…公共交通事業に関する規制を緩和する措置のこと。これにより公共交通事業者間の自由な競争が生まれ、料金の低下や質の高いサービスの提供が推進される反面、利用者の少ない赤字路線などは容易に廃止される恐れがある。



②住民の足を確保する－“生活バス”の運行－

そこで、菊川地区では市が運営する“生活バス”の導入を決定、平成 12 年 12 月 1 日より運行を開始しました。

“生活バス”の運行により、地区郊外部から地区中心部のバスターミナルまでの間の移動は容易となりました。



③地区中心部の移動円滑化推進－交通バリアフリー法の適用－

課題として、通常徒歩で移動するものと考えられるバスターミナルから地区中心部内の主要施設までの、歩行空間のバリアフリー化を推進していく必要がありました。

よって、菊川地区では“誰もが集い、にぎわう快適空間の形成”を目指して、関係機関との連携を前提とした、法律に基づく“交通バリアフリー基本構想”の作成に取り組みました。



④バスターミナルから交通結節点への変更－バリアフリー新法の適用－

核となる交通結節点の整備については、事業推進の有利性、円滑性を考慮した整備手法の変更を視野にバリアフリー新法にもとづく基本構想の改訂に着手しました。

第1章 バリアフリー新法の概要

(1) 法の趣旨

この法律は、高齢者、障害者等（身体障害者・知的障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、そのほか妊婦、けが人などの移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を促進することを目的としています。

具体的には、以下の施策を重点的かつ一体的に推進するものです。

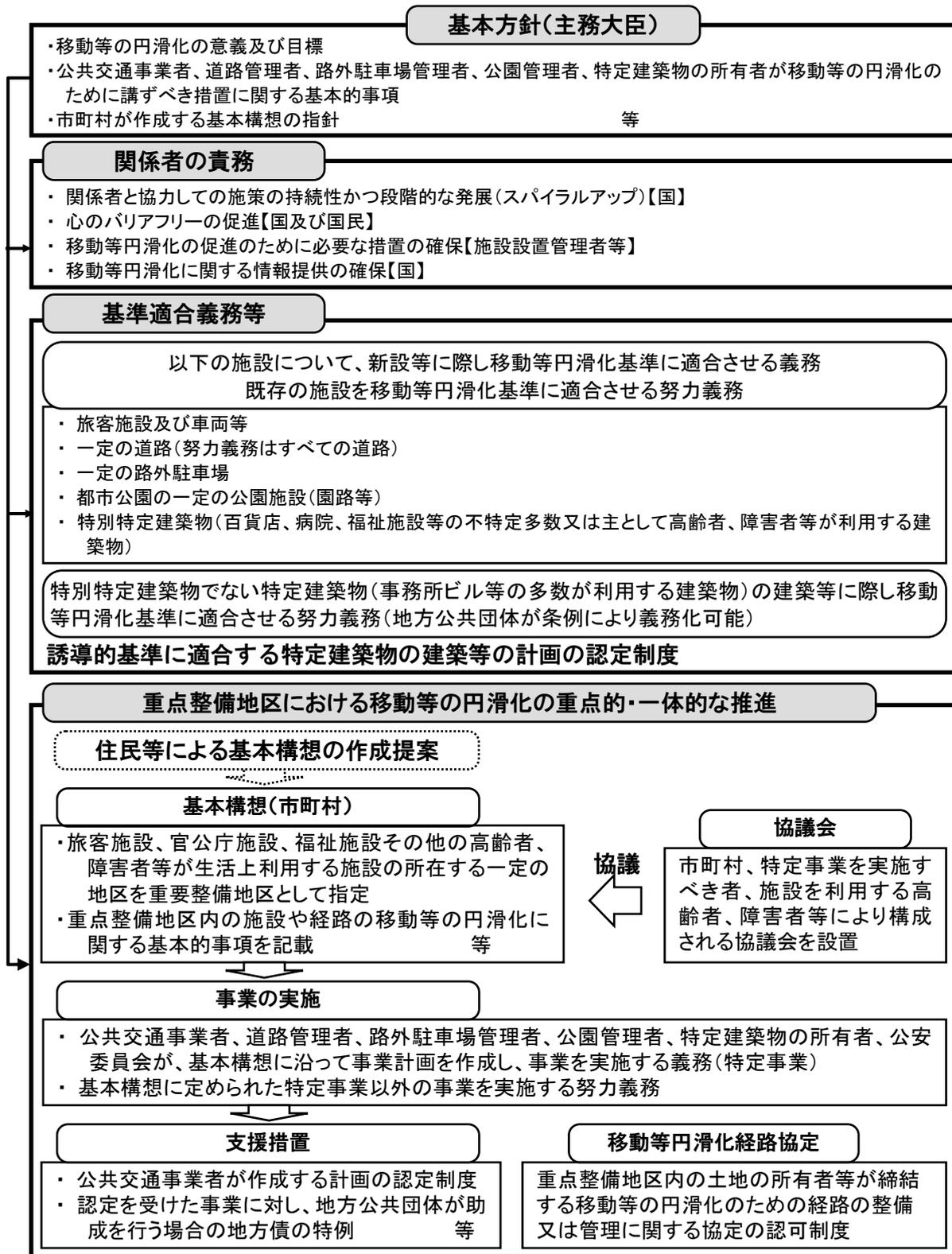
- ① 駅・バスターミナルなど「旅客施設」のバリアフリー化
- ② 建築物・公共施設のバリアフリー化
- ③ バス・電車・航空機など「車両等」のバリアフリー化
- ④ 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区における旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化
- ⑤ バリアフリー化のためのソフト施策

(2) 法の枠組み

「法」の枠組みは、以下に示すとおりです。

法の施行にあわせて策定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(以下、「国の基本方針」という。)には、旅客施設や車両等のバリアフリー化に関する数値目標が掲げられています。

また、法の目的を達成する手立てとして、「交通事業者等が講ずべき措置」と「基本構想の作成とこれに基づく事業の実施」という2つの枠組みが設けられています。



(3) バリアフリー化の目標

国が定めた基本方針では、以下のようなバリアフリー化の目標が掲げられています。

		目標年	目標
旅客施設（鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル(注 1)）		平成 22 年(2010 年)	100%
鉄軌道	鉄軌道駅(注 1)		100%
	鉄軌道車両	約 50%	
バス	バスターミナル(注 1)		100%
	乗合バス	低床バス	平成 27 年(2015 年)
		ノンステップバス	平成 22 年(2010 年)
船舶	旅客船ターミナル(注 1)		100%
	旅客船		約 50%
航空	航空旅客ターミナル(注 1)		100%
	航空機		約 65%
タクシー	福祉タクシー		約 18,000 台
道路	主要な鉄道駅周辺等の主な道路		100%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物(注 2)		約 50%
都市公園	園路及び広場		約 45%
	駐車場		約 35%
	便所		約 30%
路外駐車場			約 40%
信号機等	信号機等の移動等円滑化が実施された主要な鉄道駅周辺等の生活関連経路		100%

注) 現状及び目標の数値は、施設毎に設定されたバリアフリー化に係る基準の適合割合等を示す。

注 1：利用者数 5,000 人/日以上のもの。

注 2：特別特定建築物

(4) 施設設置管理者が講ずべき措置

①施設設置管理者に対するバリアフリー基準適合義務

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合に、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対し、施設毎に定められた「移動円滑化基準」（以下、「バリアフリー基準」という。）への適合が義務づけられました。

この規定は、利用者数に関わらず国内すべての旅客施設・車両等に適用されることから、新たなバリアを生み出さないための方策として極めて有効な施策であると考えられます。

なお、既設のものについても、この基準への適合について努力義務が課せられており、積極的な取組みが求められています。

②ソフト面の対応の充実

バリアフリー化を進めるためには、ハード面の整備のみならず、ソフト面の対応の充実が必要です。

そのため、法では次の2項目を努力義務として定めています。

- ・案内情報の適切な提供
- ・職員に対する教育訓練の実施

(5) 基本構想の作成とこれに基づく事業の実施

①市町村による基本構想の策定

市町村は、主として既存バリアの解消を図る目的で、関係者・関係機関と協議のうえ、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区（※）」）について、移動等円滑化のために実施すべき事業等を記載した「基本構想」を策定します。

これは、従来、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場、信号機等の整備が複数の事業主体によって整合性が確保されないまま行われ、結果として、移動の円滑化に必要な連続性が確保されてこなかったという反省から設けられた規定です。

すなわち、基本構想とは、計画段階から各事業主体が参加し、一体的な整備を進める体制を「法律上の仕組み」として規定したものであり、効率的な整備を進める上で極めて大きな役割を果たします。

②基本構想に基づく事業の実施

基本構想が作成された場合、施設設置管理者及び公安委員会は、基本構想に即して事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に実施するものとされています。

この規定は、各事業主体に対し、基本構想に基づいて事業を実施する責務を法律に明記したものであり、実効性を担保する上で大きな意味を有します。

※重点整備地区とは、次に掲げる要件に該当する地区をいいます。

- ア. 高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（以下「生活関連施設」という。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- イ. 生活関連施設及び生活関連施設相互間を結ぶ経路（以下「生活関連経路」という。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
- ウ. 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

第2章 菊川地区における基本構想作成の考え方

(1) 基本構想に定める事項

基本構想は、原則として重点整備地区を対象に作成されるものであり、定める事項も法律で次のように規定されています。

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 重点整備地区の位置及び区域
3. 生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項
4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
5. 上記4. の事業と併せて実施する市街地再開発等に関し、バリアフリー化のために考慮すべき事項
6. 自転車等の駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項
7. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

したがって、この基本構想は上記の事項を対象に策定するものであり、特に「4. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項」に重点を置き、できる限り具体的な事業を掲げ、その整備目標を定めます。

(2) 菊川地区における基本構想作成の考え方

①地域の実情を踏まえた基本構想の作成

国の基本方針には「基本構想は、市町村の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものである」との規定が設けられていることから、地域の実情を踏まえた個性的な内容を盛り込むことが認められています。



そこで、菊川地区では以下の視点にも留意しながら、基本構想の作成に取り組みました。

- 地区中心部の活性化促進
- 地区中心部居住者のための歩行空間ネットワーク形成
- ゆとりとにぎわいのあるまちづくりの推進

②高齢者、障害者等の意見の反映

国の基本方針には基本構想作成に当たっての留意事項として「高齢者、障害者等を始め関係者の意見が基本構想に十分反映されるよう努める」とあります。



菊川地区においても、高齢者、障害者等を始め住民の意向把握ならびにこれを反映した基本構想の作成に努めました。

- 高齢者、障害者等へのヒアリングの実施
- 自治会長連絡協議会、社会福祉協議会、商工会の代表者の方々の検討委員会への参画
- 高齢者、障害者等、及び福祉関係従事者を主としたパブリックコメントの実施

第3章 基本構想の策定

(1) 移動等円滑化基本方針

菊川地区では、バリアフリー化の基本的な方針として以下に示す5項目を定め、これに基づきバリアフリー化を推進していきます。

- ①バリアフリー化の目標年次
- ②バリアフリー化の基本的方向
- ③高齢者、障害者等の意見反映の在り方
- ④心のバリアフリーのすすめ方
- ⑤バリアフリー化事業の推進の在り方

■バリアフリー化の目標年次

原則、平成32年を目標年次とします。

本基本構想において位置づけたバリアフリー化のために実施すべき特定事業その他の事業については、できる限り移動等円滑化の促進に関する基本方針のもとで、目標年次までに実施することを目指しますが、中期的な実施計画を含んだ方針とします。

■バリアフリー化の基本的方向

誰もが憩える生活ゾーンの創出

地区中心部は、商業・文化・公共施設等の集積する日常生活の場であるとともに、観光・交流の場であるため、地区の顔にふさわしい交通結節点や、主要交差点に視覚障害者のための音響装置、歩道の拡幅、視覚障害者誘導用ブロック整備により、歩行者空間のバリアフリー化を推進していきます。

■高齢者、障害者等の意見反映の在り方

情報公開に努め、住民参画の機会や住民意見の反映の場を設けるとともに、官民協働によるまちづくりを推進していきます。

■心のバリアフリーのすすめ方

小中学校の総合的な学習の時間などを活用し、高齢者や障害者等とのふれあいなどを通じ、お互いのことを理解し合い、お互いのことを思いやり、そして必要なときにはお互いに助け合う心を育てます。

また、放置自転車等が歩行者等の通行の妨げにならないように自転車利用のマナー向上を図ります。

■バリアフリー化事業の推進の在り方

「下関市菊川町移動等円滑化促進協議会」(菊川総合支所地域政策課が事務局)をバリアフリー化推進の主導的機関として位置付け、各関係機関相互の協力体制の確立とその維持に努めます。注)この“バリアフリー基本構想”は、本協議会において作成されました。

道路管理者、交通安全事業者などの各事業者は、この基本構想に基づき事業計画を作成し、特定事業を実施します。

重点整備地区におけるバリアフリー整備を総合的・一体的に進めるため、行政、事業者、住民がそれぞれの役割を理解したうえで連携し、事業を進めます。

【行政の役割】

- バリアフリー推進体制の確立
- 各事業者に対する支援
- 住民への啓発・教育活動
- バリアフリー化事業に関する情報提供
- 住民意見の把握 等

【事業者の役割】

- 特定事業計画の策定
- 特定事業の実施
- 高齢者・障害者等の意見の理解及び事業への反映
- 職員へのバリアフリー教育 等

【住民の役割】

- 高齢者・障害者等への理解促進
- 心のバリアフリーの積極的な実践
- バリアフリー整備に対する点検・評価・意見提供 等

また、事業実施後においても計画策定後概ね 5 年を目途に、事業の進捗管理や事業の評価を行い、そこで挙げられた改善点をその後の取り組みに反映させることによって、段階的・継続的な発展(スパイラルアップ)を図っていきます。

(2) 重点整備地区の設定

基本構想においては、様々なバリアフリー化事業を重点的に実施する地区を法令で示された要件に基づいて定めることとなっており、この地区を「重点整備地区」といいます。重点整備地区の位置及び区域を定める際の具体的な考え方は、以下に示すとおりです。

1) 重点整備地区の要件

高齢者、障害者等が社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区。

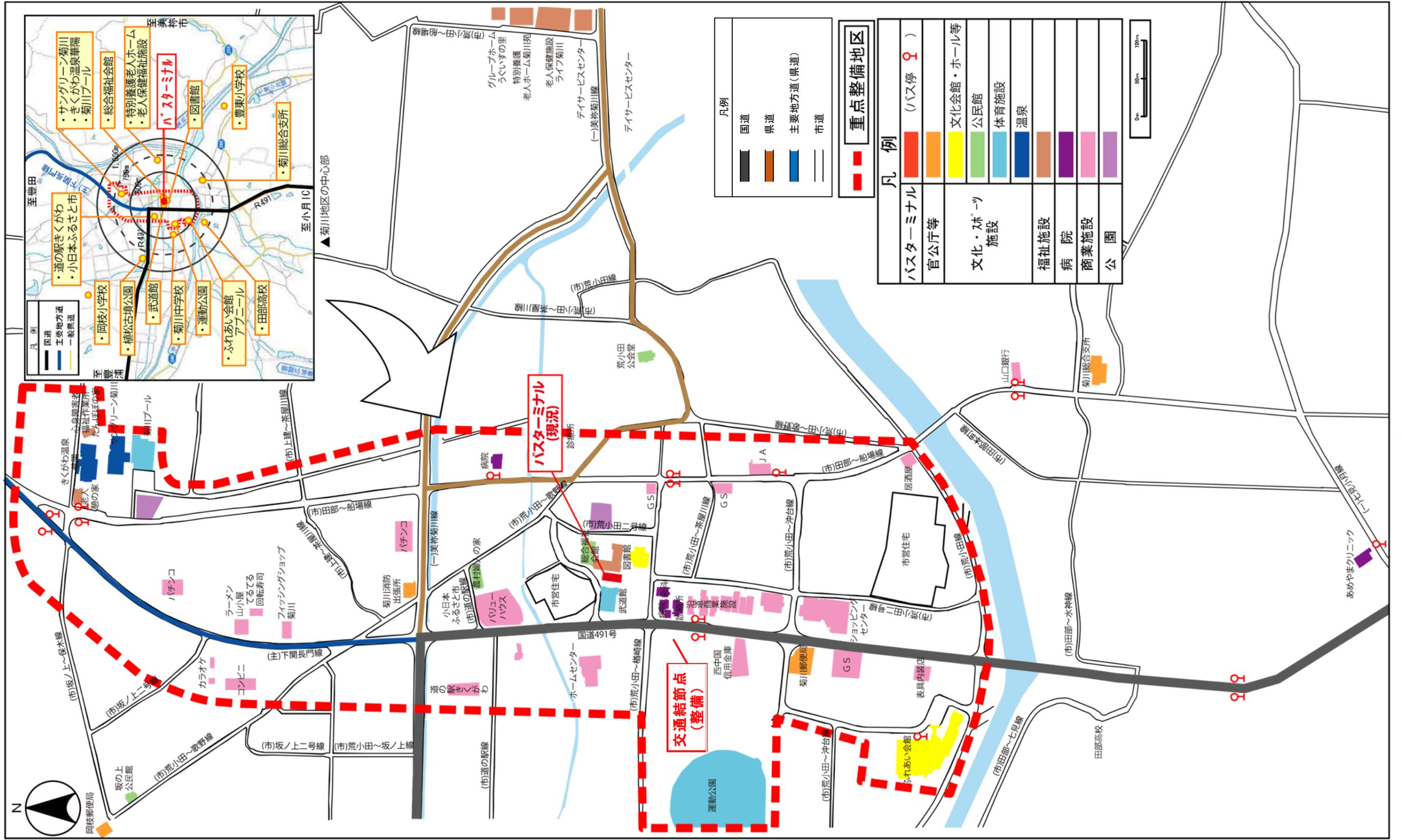
2) 重点整備地区の範囲

交通結節点から徒歩圏(概ね面積 400ha 未満)内の範囲であると想定されるが、施設の分布状況など地域の実情に応じて市町村が判断する。

3) 重点整備地区の境界

できる限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に定めることが必要である。

菊川地区においては、バリアフリー化事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる交通結節点を核に北はきくがわ温泉を含み、南はふれあい会館並びに主要な商業施設を包括する南北約 1.2km のエリアを重点整備地区と定めます。



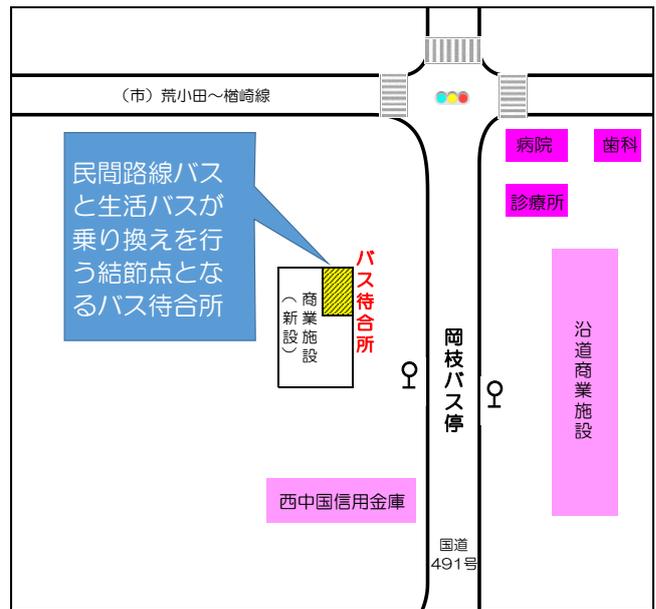
—参考：交通結節点整備の理由について—

菊川地区と市の地区中心部を連絡する公共交通サービスの提供は、民間路線バス（サンデン交通株）がその役割を担っています。

地区中心部における民間路線バスの運行ルートは、基本構想策定当時は、市道田部～船場線を経由しており、国道491号沿いに面する菊川バスターミナルとの結節性が悪い、歩道が未設置である、市道田部～船場線でのバスの運行は危険などの声も聞かれました。

そこで、地区中心部における民間路線バスの運行ルートを市道田部～船場線から国道491号経由に変更し、併せて、菊川バスターミナルの拡充・機能強化により、乗り入れを実現する計画となっていました。平成18年10月1日にルートは変更されたものの、現在のところ乗り入れは行われていないため、将来的に乗り入れを実現し、生活バスとの結節性を強めて、より利便性のある交通網整備を展開することが必要となっています。

そのために、事業推進の円滑性、乗り入れにあたっての安全性の確保を重視し検討した結果、現在のバスターミナルの機能拡充等に替えて、路線バスと生活バスの交通結節点となるバス待合所の整備を進めていきます。



(3) 生活関連施設の選定

高齢者、障害者等が社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設として、地区中心部の交通結節点を中心とした徒歩圏内に位置する以下の施設を定めます。

これらの施設は、特定事業等の実施見込みが現段階で無いものも含まれますが、公的施設を中心に、長期的な展望に立ち段階的な整備を検討します。

交通施設	バス待合所（交通結節点）
官公庁施設	菊川総合支所、菊川郵便局、岡枝郵便局
医療福祉施設	総合福祉会館、病院・診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設
文化・スポーツ施設	ふれあい会館、図書館、運動公園、武道館、菊川プール
商業施設	道の駅きくがわ、小日本ふるさと市、JA、金融機関、スーパー、コンビニエンスストア
保養・娯楽施設	きくがわ温泉華陽、サングリーン菊川
住宅	市営住宅

(4) 生活関連経路の選定

バリアフリー化された歩行空間ネットワークの構築は、高齢者、障害者等だけでなく地区中心部に居住する人々の日常生活の利便性や安全性を確保する上で極めて重要であると考えます。

ここでは、バリアフリー化を推進する経路として、生活関連施設相互を連絡する“生活関連経路”を定めます。

一経路選定の考え方一

次のような性格を持つ経路を、優先的にバリアフリー化すべきものとして選定します。

経路	具体的な内容
交通結節点と他の生活関連施設を連絡する経路	<ul style="list-style-type: none"> 交通結節点を中心に、北はきくがわ温泉華陽、東は医療関連施設及びJA、南はふれあい会館までを連絡する国道491号を主とした経路 交通結節点を中心に、市営住宅や重点整備地区外の総合支所、岡枝郵便局、老人福祉施設等を連絡する経路
生活関連施設間経路	<ul style="list-style-type: none"> 主要な生活関連施設間の移動に利用する経路（例えば、南部の市営住宅とふれあい会館とを連絡する経路など）
その他主要経路	<ul style="list-style-type: none"> 通学路として指定されている経路など日常生活を営む上で利用される経路

(5) 実施すべき事業等

①交通結節点及びバス停等について

(交通結節点)

安全性と利便性を保つために、バス停に隣接した施設の一部（イトインコーナー等）をバス待合所として整備し、路線バスと生活バスの交通結節点と位置づけます。

時刻表や経路案内については、大文字表記を前提とし、行き先等をわかりやすく表示するよう努めます。

バス待合所（交通結節点）整備イメージ



(バス停その他)

ーバス停ー

時刻表や経路案内については、大文字表記を前提とし、行き先等をわかりやすく表示するよう努めます。老朽化したものについては改善を図ります。



ーバス車両ー

できる限り、低床型車両の導入を推進します。



ー職員に対する教育・訓練ー

高齢者、障害者等への適切な対応を図るためのマニュアルを作成するとともに、研修や教育・訓練を実施します。

②歩道等について

ー整備基準に即した事業の推進ー

法の施行に合わせ、重点整備地区内の道路を整備する際に遵守すべき最低限の基準として、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準(道路のバリアフリー基準)」が定められています。

概ねの移動経路については、できる限りこれらの基準に即した整備を進めるとともに、それ以外の道路についてもこれらの基準を活用し、バリアの存在しない道路空間の形成を目指します。

ー広幅員歩道の整備ー

菊川地区の地区中心部は、田部大橋から北に向かってきくがわ温泉辺りまでの国道491号沿いに線状に形成されており、この間には文化ホールであるふれあい会館などの公共施設も配置されています。

この国道491号沿いを地区のメイン通りと位置づけ、広幅員歩道を整備します。

ー段差や勾配の解消ー

道路の段差や勾配を解消し、歩道の平坦性を確保します。

また、目の粗いグレーチングは、車イス、ベビーカー、シルバーカー等の車輪や白杖、ハイヒールの踵などが隙間に挟まることがあり通行上のバリアとなるため、その改良を推進します。



—視覚障害者誘導用ブロックの敷設—

現在、菊川地区においては大半の歩行空間で視覚障害者誘導用ブロックが未設置の状況であることから、対応を図ります。

(1)形状・寸法(JIS T 9251 に準拠する)

線状ブロック (方向表示用)

点状ブロック (位置表示用)

注) 両突起の角の面取り半径(図中矢印の箇所)は 2mm 以下とする。

(2)色彩

- ・視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色または、その他の周囲の路面との輝度比等の大きい色とする。

資料)「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」(平成18年12月19日 国土交通省告示)

—電柱等の移設の推進—

歩道上に設置された電柱や標識は歩道の有効幅員を狭めるため、好ましくありません。

そこで、施設管理者や地権者等と協力しながら電柱や標識、信号柱等の移設を推進します。



③信号機等について

道路を横断する際の歩行者の安全を確保するためには、高齢者や障害者等に配慮した歩行者用信号機の設置が必要です。

主要な交差点を対象に、音響機能や歩行者青時間の延長機能を有する信号機を導入し、できる限り見やすい位置に設置します。

また、必要に応じてエスコートゾーン（視覚に障害のある人のための道路横断帯）の設置についても検討します。



(歩行者青信号延長機能つき信号機)福岡県福岡市

④その他

(公共公益施設等のバリアフリー化推進)

老朽化した市営住宅やその他公共公益施設等について、バリアフリー化を積極的に推進します。

また、公共公益施設のトイレには、子育てバリアフリーの視点から、親子トイレ、オムツ交換用ベッドの設置を推進します。



(エスコートゾーン)

(住民と行政の協働による まちづくりの推進)

この基本構想は、バリアフリー化を基調とするまちづくりを具体的に示すものですが、これを実現していくためには行政の努力だけでは限界があります。

住民と行政の協働によりまちづくりを推進するとともに、“心のバリアフリー”を推進するための広報活動や啓発活動などに努めます。



(市営住宅)

(6)基本構想のまとめ

菊川町にぎわい基本構想

1. 基本的な方針

(1)バリアフリー化の目標年次

原則、平成32年とする。

(2)バリアフリー化の基本的方向

・誰もが憩える生活ゾーンの創出

(3)高齢者、障害者等の意見反映の在り方

情報公開に努め、住民参画の機会や住民意見の反映の場を設けるとともに、官民協働によるまちづくりを推進していく。

(4)心のバリアフリーのすすめ方

小中学校の総合学習の時間などを活用し、お互いのことを理解し合い、お互いのことを思いやり、お互いに助け合う心を育てる。

放置自転車等が歩行者等の通行の妨げにならないように、自転車利用のマナー向上を図る。

(5)バリアフリー化事業の推進の在り方

「下関市菊川町移動等円滑化促進協議会」をバリアフリー化推進の主導的機関として位置づける。

行政・事業者・住民が、それぞれの役割を理解したうえで連携し、事業を進める。

計画策定後概ね5年を目途に、計画の評価・改善を行う。

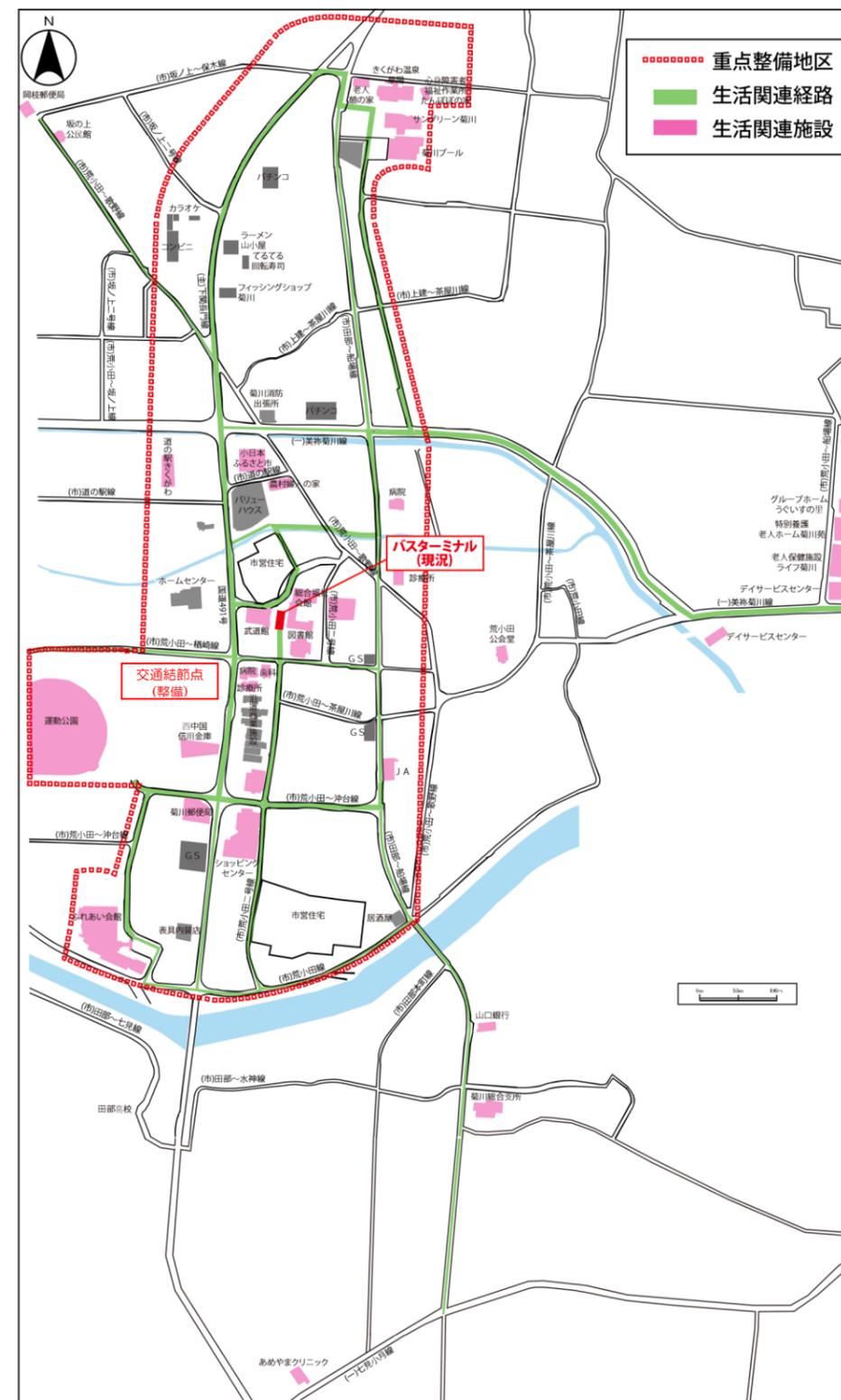
2. 重点整備地区の位置及び区域

交通結節点を核に、北はきくがわ温泉を含み、南はふれあい会館並びに主な商業施設を包括する南北約1.2kmのエリアとする。

3. 実施すべき特定事業その他の事業

■移動経路に応じ実施される事業の内容

項目	内容
<p>■道路特定事業に関する事項</p>	<p>(国道491号及び(主)下関長門線…下関土木建築事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部、歩道の拡幅を行う。 道路の段差や勾配等を改善し、歩道の平坦性を確保する。 視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 車止めの配置間隔を適正な間隔に改める(1.25m程度)。 歩道上に設置された電柱、標識、信号柱等について、施設管理者、地権者と協力し移設を進める。 民間路線バスと生活バスとの乗り継ぎが便利な交通結節点を整備する。 照明施設を設置する。 <p>(現バスターミナル周辺…下関市所管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定田川沿いに、歩行者専用道を新設する。 市道田部船場線の一部に、歩道を新設する。 視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 <p>(市道荒小田沖台線…下関市所管)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部、歩道を新設する(市道田部船場線を含む)。 道路の段差や勾配を改善し、歩道の平坦性を確保する。 視覚障害者誘導用ブロックを設置する。 車止めの配置間隔を適正な間隔に改める(1.25m程度)。
<p>■交通安全特定事業に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○音響機能、歩行者青時間の延長機能を有する信号機を設置する。 〔船場交差点、上岡枝交差点、郵便局前交差点〕 ○違法駐車行為に係る車両の取締りを強化する。 ○違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動を実施する。
<p>■その他の事業に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅のバリアフリー化を推進する。 ○その他公共公益施設のバリアフリー化を推進する。 ○また、公共公益施設には、車イス利用者用駐車スペースの設置及び親子トイレ、オムツ交換用ベッドの設置を推進する。 ○現バスターミナルの機能転換(バス停機能存続等) ○バス停留所の時刻表や経路案内については、大文字表記を前提とし、行き先等をわかりやすく表示するよう努め、老朽化したものについては改善を図る。 ○バス車両については、低床型車両の導入を推進する。 ○高齢者、障害者等へ適切な対応を図るためのマニュアルを作成するとともに、職員に対する研修や教育・訓練を行う。 ○小中学校などにおいて心のバリアフリー教育を進めるとともに、自転車利用のマナー向上を図る。



第4章 協議会等の開催経緯

■協議会等開催経緯

開催日		協議内容	
平成13年度		・歩行空間の基礎調査 ・高齢者、障害者等の意向把握(ヒアリング)	
平成14年度	第1回幹事会 平成14年7月16日	・重点整備地区の設定(案) ・重点整備地区の問題点・課題について	
	第1回協議会 平成14年8月6日		
	利用実態の把握		・バスターミナル利用者ヒアリング調査 ・歩行者交通量調査
	第2回幹事会 平成14年11月6日	・重点整備地区の設定 ・交通バリアフリー基本構想(案)の検討	
	関係機関との調整 (平成14年11月末～平成15年1月末)		サンデン交通(株)、商工会、自治会、山口県関係各課、 豊田警察署 等
	第3回幹事会 平成15年2月17日	・交通バリアフリー基本構想(案)の作成	
	パブリック・コメントの実施		平成15年3月5日(ヒアリング形式) 意見書提出者 36名
第2回協議会 平成15年3月17日	・交通バリアフリー基本構想の策定		
平成21年度	第1回協議会 平成22年2月10日	・バリアフリー基本構想見直し方針の確認	
	第2回協議会 平成22年3月11日	・バリアフリー基本構想の策定(変更)	
30年度	第1回協議会 平成31年2月13日	・バリアフリー基本構想の見直し(変更)	

■菊川町交通環境整備移動円滑化(交通バリアフリー)促進協議会(H14年度)

区分	関係機関・団体名	役職名	氏名	委員	幹事		
行政	山口県土木建築部道路整備課	主任	古野智	○	○		
		技師	沖村卓美		○		
	山口県土木建築部道路建設課	主任	松村和紀	○	○		
		主任技師	牧浩一郎	○	○		
		主任技師	渡壁進	○	○		
		調整主幹	重本達雄	○	○		
	山口県警察本部交通規制課	課長	石川雅敏	○			
	山口県豊田警察署	署長	佐々井隆幸	○			
		地域交通課長	長沼勲	○			
		交通係長	湯原和男	○			
	中国運輸局山口運輸支局	企画調整官	松村隆夫	○			
		旅客係長	森井茂人	○			
	山口県商工労働部交通運輸対策室	主任	見寄靖彦	○	○		
	菊川町	-	町長	林哲也	○	○	
			助役	島津一満	○	○	
			教育長	内藤叶	○	○	
			総務課	課長	渡部宣則	○	○
				財政管財係長	和田勝則		○
			保健福祉課	課長	田阪喜久代		○
				高齢福祉係長	森政ひろみ		○
社会福祉係長				高坪登志子		○	
教育総務課			課長	岡原素実		○	
			課長補佐	倉田昌典		○	
社会教育課			課長	稲田眞		○	
			社会教育係長	藤井昌博		○	
建設課			課長	小河秀侍		○	
	工務係長	土山泰三		○			
公共交通事業者	サンデン交通(株)自動車事業部	取締役自動車部長	篠原眞	○			
		自動車部課長代理	伊藤修	○			
経済・市民団体	菊川町自治会長連絡協議会	会長	長田仁志	○			
	菊川町社会福祉協議会	事務局長	山田勲	○			
	菊川町商工会	事務局長	久保武雄	○			
事務局	菊川町	企画課	課長	福田博美	○		
			企画振興係長	岡村則幸	○		
			主事	柴田亜紀恵	○		

■下関市菊川町移動等円滑化促進協議会（H21年度）

委員構成	所属機関・団体	役職名	氏名
道路整備及び道路管理関係	山口県土木建築部道路整備課	主任	藤岡 健智
	山口県土木建築部道路建設課	主任	高道 哲
	山口県下関土木建築事務所	企画調査室主幹	佐藤 裕志
公安委員会	山口県警察本部交通規制課	規制企画補佐	河村 充則
	山口県長府警察署	交通課長	松田 博雄
交通運輸対策機関	中国運輸局山口運輸支局	首席運輸企画専門官	山田 雅之
	山口県地域振興部交通運輸対策室	主任	山本 健
公共交通事業者	サンデン交通株式会社自動車部	業務担当課長	福本 芳博
学識経験者	下関社会福祉協議会菊川支所地域担当理事		山田 勲
市民代表	下関市菊川自治会連合会	会長	吉村 登美彌
	下関市社会福祉協議会菊川支所	主事	稗田 里美
	下関市商工会女性部菊川町支部	支部長	北村 博子
市職員	総合政策部交通政策課	課長補佐	岡田 清高
	都市整備部都市計画課	課長補佐	江崎 暢宏
	建設部道路建設課	課長補佐	小川 敏彦
	建設部道路管理課	課長補佐	松田 道徳
執行機関	菊川総合支所	支所長	藤永 太美登
	菊川総合支所	次長	石了 昭
	菊川総合支所建設課	課長	下田 賢吾
事務局	菊川総合支所地域政策課	課長	福永 清博
		課長補佐	阿部 恒信
		主査	鶴田 将之

■下関市菊川町移動等円滑化促進協議会（H30年度）

委員構成	所属機関・団体	役職名	氏名
道路整備及び道路管理機関	山口県土木建築部道路整備課	主査	安村 成史
	山口県土木建築部道路建設課	主査	福田 修二
	山口県下関土木建築事務所	企画調査室主幹	伊藤 公一
公安委員会	山口県警察本部交通規制課	規制企画補佐	田畑 哲哉
	山口県長府警察署	交通課長	中島 哲也
交通運輸対策機関	中国運輸局山口運輸支局	首席運輸企画専門官	秋本 由美
	山口県観光スポーツ文化部交通政策課	主査	今井 和之
公共交通事業者	サンデン交通株式会社自動車部	業務担当課長	高村 謙一
	ブルーライン交通株式会社	代表取締役社長	上野 茂之
	下関タクシー協会	有限会社小月自動車代表取締役	大下 剛
学識経験者	下関市立大学	准教授	松本 貴文
市民代表	下関市菊川自治会連合会	会長	森本 修司
	下関市社会福祉協議会菊川支所	支所長	早川 弘之
	下関市商工会女性部菊川町支部	支部長	服部 みゆき
市職員	都市整備部都市計画課	課長補佐	田中 直
	都市整備部交通対策課	課長補佐	岡本 忠
	建設部道路河川建設課	課長補佐	佐々本 伸治
	建設部道路河川管理課	課長補佐	伊藤 竜太
執行機関	菊川総合支所	支所長	阿部 恒信
	菊川総合支所	次長	稲田 浩宣
	菊川総合支所建設農林課	課長（参事）	山田 守
事務局	菊川総合支所地域政策課	課長	永井 智志
		主幹	河内 恵巳子
		係長	田村 剛
		主任	前山 孝広